平成２４年（フ）第１号
新潟県佐渡市新穂大野1807番地１
債務者　石井　芳春
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第５２０号
静岡県沼津市岡宮1313番地の１　フェアリーテイルＣ201、前住所静岡県沼津市高沢町４番３号　スルガアーバンビレッジ607号
債務者　三好　懸盛
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
静岡県沼津市石川282番地の15　タウンハウス石川１号室
債務者　浅井　栄一
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
静岡県田方郡函南町仁田558番地の１　リバーハイム函南101
債務者　石渡　博一
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
愛知県稲沢市子生和神明町17番地
債務者　孫有紀こと　大西　有紀
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４９５号
愛知県一宮市森本２丁目１番９号　豊ハイツ203号
債務者　澤田　英了
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５９０号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁222番地14　アーバンフラット201号
債務者　田村　　学
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４４号
堺市西区鳳西町１丁78番地８、前住所堺市西区上630番地30
債務者　乾　　孝之（旧姓西山）
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９０号
堺市南区茶山台２丁１番６―104号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１　２―1215号
債務者　藤村　　平
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４８号
大阪府柏原市大県４丁目19番16号
債務者　葉山左官工業こと　葉山　政治
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６４号
堺市西区浜寺石津町中１―８―19　ケルクス浜寺101、住民票上の住所三重県伊勢市宇治浦田３丁目46番２号
債務者　ＰＯＯこと　田中　麻紀
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０４号
堺市南区宮山台４丁３番20―303号、前住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―202号
債務者　中田　洋子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１―428号
債務者　平山　英美
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目11番２―1202号
債務者　堀　　由美（旧姓北畠）
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
堺市堺区桜之町東１丁３番５号
債務者　住田　　進
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
堺市東区西野110番地20
債務者　井上美和子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
神奈川県秦野市渋沢上１丁目10番33号　シブサワヒルズＡ101号
債務者　落合　誓一
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部